

船舶事故調査報告書

平成28年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成27年8月21日 13時45分ごろ
発生場所	京都府京都市西京区嵐山北松尾山の桂川 上山田三等三角点から真方位007°1,350m付近 （概位 北緯35°01.8′ 東経135°39.0′）
事故の概要	旅客船26号は、航行中、乗組員1人が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成27年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての乗組員Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 26号、総トン数なし なし、保津川遊船企業組合（A団体） 10.98m×2.27m×0.58m、FRP 機関なし、平成23年11月 第253-32421号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	乗組員A 男性 58歳 操縦免許 なし 乗組員B 男性 59歳 操縦免許 なし 乗組員C 男性 50歳 操縦免許 なし 乗組員D 男性 43歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、気温 約29℃ 水象：水位 0.65～0.66m（トロッコ保津峡駅付近）、水温 不明
事故の経過	本船は、乗組員Aほか3人（以下乗組員A以外の3人を総称する場合「他の乗組員」という。）が乗り組み、旅客23人（大人18人、子供5人）を乗せ、船首に竿差しの役割として乗組員Dが、船首部の梁の右舷端及びそのすぐ後方に、櫂引きの役割として船首側から乗組

員A及び乗組員Cが共に船尾方を向いて腰を掛け、更に船尾部の梁の後方に舵持ちの役割として乗組員Bがそれぞれ配置につき、桂川の川下りのために京都府亀岡市の乗船場を平成27年8月21日12時55分ごろ出発した。(図1参照)

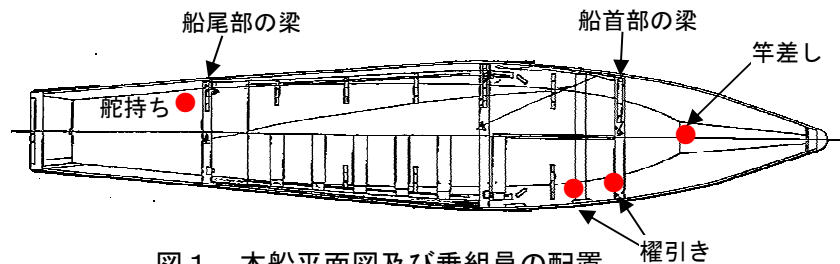


図1 本船平面図及び乗組員の配置

本船は、全行程の約3分の1となる「女^{おんなぶち}湊」と称する場所を通過したのち、1回目の配置の交代を行い、乗組員B及び乗組員Dが櫂引き、乗組員Aが舵持ち及び乗組員Cが竿差しについた。

本船は、その後、全行程の約3分の2となる「黒瀬」と称する場所を通過したのち、2回目の配置の交代を行うこととし、乗組員Dが舵持ちの場所に到着して乗組員Aから舵(櫂)を受け取り、乗組員Aは、船首側の櫂引きの場所へ移動することとした。

乗組員Dは、13時45分ごろ、乗組員Aが、右舷舷側の上縁を船首方に向かって1、2歩進んだところで足から落水したことを目撃した。

他の乗組員は、乗組員Aが川の右岸へ向けて泳ぎ出したことを見て本船を反転させることとし、川幅が広く、流れが緩やかになった所で反転したのち、少し遡って右岸に着けた。

他の乗組員は、右岸の岩の陰から泳いで本船に向かって来る乗組員Aを認めたものの、乗組員Aが、顔の半分程度が川につかった状態で腕を二度かいた後、頭が水面下に沈み、船尾付近を通過して行ったので、乗組員Dが川に飛び込み、更に乗組員Cも本船を離れて陸岸を下流へ向かった。

乗組員C及び乗組員Dは、乗組員Aを川から引き上げ、心拍が止まっていた乗組員Aに心臓マッサージを施し、一方で乗組員Bに救急車を要請するよう伝えた。

乗組員Bは、13時50分ごろ119番通報を行い、その後、本事故発生場所に至った後続船の乗組員がA団体に本事故の発生を電話連絡した。

乗組員Aは、本船及び後続船の乗組員によって左岸に運ばれ、本船の乗組員が心臓マッサージを行いながら、救急隊の到着を待った。

乗組員Aは、救急車で京都市の病院に搬送されたものの、死亡が確認され、虚血性心疾患と検案された。

(付図1 事故発生経過概略図(川下り行程部分図)、付図2 事故発生場所概略図 参照)

<p>その他の事項</p>	<p>乗組員Dは、乗組員Aから襦を受け取ったのち、乗組員Aが、航行の途中で撮影された記念写真のサンプルや記念写真の申込み方法を説明したファイルを右手に持ち、船尾部の梁に上がるときに前かがみになった際、胸ポケットに入れたたばこが落ちそうになったので、左手でたばこを持ち、1、2歩右舷の上縁を進んだところで左舷側に体が傾き、直後に右舷側へ振れ、落水するところを目撃した。</p> <p>乗組員Dは、乗組員Aが、両手が塞がっていたので、左舷側にバランスを崩した際、旅客に寄り掛かるなどしてけがをさせてはいけないと思い、体勢を立て直そうとして右舷側に体重を掛けた際、勢いがつきすぎて更にバランスを崩したために落水したものと本事故直後に思った。</p> <p>A団体では、乗組員が配置の交代を行う際、必ず右舷側を通行することとしており、乗組員は、一方の足で座席用の板を乗せる船体内側の棧を、他方の足で舷側の上縁をそれぞれ踏み、左舷側（内側）に傾けた体勢で、時には旅客の肩を借りて移動していた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="671 920 1291 1301" data-label="Image"> <p>写真1は、木製の船内を撮影したもので、船首方向を左下、船尾方向を右上に示しています。船内には、座席用の板が乗せられている棧（かき）が複数あり、一部の座席は取り外されています。写真には「船尾」、「座席」、「座席用の板を乗せる棧」、「船首方」というラベルが付けられています。</p> </div> <p>写真1 本船の船内（一部の座席を取り外している）</p> <p>乗組員Aは、本事故当日、薄手の長袖シャツ及び長ズボンを着用し、運動靴を履いていた。</p> <p>乗組員Cは、乗組員Aほか2人の乗組員と共に本船を保管している場所まで取りに行き、乗組員Aが、ふだんと変わった様子がなく、元氣そうに見え、また、1回目の配置の交代時、乗組員Aと言葉を交わした際、異状は感じなかった。</p> <p>本船の乗組員4人は、ベルト式の救命胴衣を着けて乗船場を出発したが、乗組員Aは、救助された際、救命胴衣を着けていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>乗組員Aの死因は、虚血性心疾患であった。</p> <p>本船は、桂川を航行中、2回目の配置の交代を行うこととし、乗組員Aが船首方へ移動中にバランスを崩したことから、落水し、虚血性</p>

	<p>心疾患により死亡するに至ったものと考えられるが、虚血性心疾患に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗組員Aは、両手が塞がった状態であったことから、船首方へ移動する際、バランスを崩したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、桂川を航行中、乗組員Aが船首方へ移動中にバランスを崩したため、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>A団体は、本事故後、乗組員の転落防止策を検討し、次の改善策を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、右舷側を通行する際、旅客に声掛けをして断りを行い、右端に着席した旅客の肩を借りて一方の足で船底を、他方の足で座席用の板の右端を踏んで移動すること。 ・旅客及び乗組員の救命胴衣の着用並びに乗組員は操船作業中も外さないことを徹底すること。 ・乗組員の健康状態を把握し、健康診断の結果、再検査の必要があると診断された者には強制的に受診させることを義務付け、また、出航前に健康状態を確認すること。 <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣等の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。 ・A団体は、乗組員が、船体の上縁を踏んで移動することがないよう、また、配置の交代を行う際は、両手を空けた状態で移動するように徹底することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図（川下り行程部分図）



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

付図2 事故発生場所概略図

